



ハクイオンレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



P1

「都合のいい」会計ソフト

最近はいろいろなサービスが「クラウド」で提供されています。「クラウド」とは、従来は利用者が手元のパソコンで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するものです。クラウドサービスを利用することで、さまざまな手間や時間の削減をはじめとして、業務の効率化やコストダウンを図れるというメリットがあります。

会計の分野でもクラウドの利用が始まって数年が経過し、テレビコマーシャルでも複数社の「クラウド会計」が大々的に宣伝されています。私どもの提携しておりますTKCでも、現在のところ中規模以上の企業向けに「F×4クラウド」というクラウド会計サービスを提供しておりますが、全国的にも採用数が年々増加し、お客様企業においても数社でご利用を頂いております。

ところが、昨年末に国税庁から会計ソフトを作るソフトウェアメーカーに対して警告が発せられました。これはTKC以外の数社のソフトウェアメーカーを対象に発せられたもので、その内容はと申しますと、最近流行りのクラウド会計ソフトについて、「利用者が安易に帳簿保存等について誤解をしないように注意喚起すべきだ」という警告です。

皆さんご存知の通り、法人税や所得税の「青色申告」では、「帳簿」を備え付けることが要件となっており、それを満たしていないと青色は取り消されたり、いろいろな税務上の恩典を取り消される可能性があります。ここでいう「帳簿」とは、従来通り「紙」での保存が要件とされており、クラウド会計を利用してもそれは変わりません。

一方で「電子帳簿保存法」という法律があり、届出をすれば帳簿や領収証類を紙でなく電子データで保存することもできるのですが、TKCが提供する「F×4クラウド」以外のクラウド会計の多くはその要件を満たしていません。またそれ以外にも「かんたん入力機能」など、いとも簡単に帳簿が出来上がるかのごとく宣伝を行っていますが、それらが法律要件を満たしていない不完全な帳簿を作成する危険性をはらんでいることも危惧されています。

TKCの会計ソフトは、私ども会計事務所が監査を終えた後に「締め」を実施した仕訳は、遡って訂正することができません。さらには、いつ会計処理をしたのかという記録が残ります。従って、後からいろいろ操作しようとする会社にとっては、都合のいい会計ソフトとは言えません。しかし、だからこそ逆に「遡って操作をしていない」という信頼を得られる側面があります。金融機関や税務署からも、その会計ソフトを使って適時に処理がされていることが証明されていると、一定の信頼を得ることに繋がるのです。

他社のクラウド会計をご利用されている企業様におかれましては、まずは要件を満たした帳簿をきちんと作成され保存されているか、ご確認されることをお勧めします。



特別徴収決定通知書に

マイナンバーが記載されます！

P2

毎年5月31日頃までに各市区町村から会社等（特別徴収義務者）へ送付される「特別徴収税額決定通知書」については、平成29年度分から特別徴収義務者用に「マイナンバー」が記載される予定です。

特に平成29年度分の特別徴収税額決定通知書については、従業員等の「マイナンバー」が初めて記載されることから、総務省の通知「平成29年度分以降の個人住民税に係る特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）の送付に関する留意事項について（通知）」では「マイナンバー」の利用や送付に関する留意事項が示されています。

決定通知書には、「納税義務者用」及び「特別徴収義務者用」の2種類があります。番号法の規定に基づき、平成29年度分以降の「特別徴収義務者用」については、市区町村から特別徴収義務者へ「マイナンバー」が提供される予定です。そのため、特別徴収義務者は、「マイナンバー」の取扱いについて漏えい防止等の安全管理措置を講じる必要があります。（※会社等を経由して従業員に配布する「納税義務者用」については記載がありません。）

また、万一誤配達された場合には、事業者側で通知書を開封することなく、①誤配達の旨を表示した上で、郵便差出箱（郵便ポスト）へ差し入れるか、②誤配達の旨を会社（郵便局等）へ通知する必要がある点の周知の徹底を求めています。

ただし、現状では自治体によって、通知書への記載を見送ったり、誤配による情報漏えいを防ぐため、普通郵便による送付方法を変更するケースも出てきているようです。いずれにせよ届いてから扱いに困ることのないようご周知下さい。



ヤマサ蒲鉾株式会社 様

芝桜の小道が無料開放されています！



毎年恒例となっている『ヤマサ蒲鉾株式会社』様（夢前町置本327-16）の『芝桜の小道』が5月7日（日）まで（営業時間：9:00～17:00）無料開放されています。約6,500㎡の植栽面積に白・ピンク・赤・紫の芝桜約21万株が咲き誇り、今がまさに見頃です。

また、2016年2月にオープンした『御食事処・姫路おみやげ 夢乃そば』では地元の新鮮野菜や播州銘菓、全国からセレクトした食品やおしゃれな雑貨を販売。また、夢前町産“夢そば”を石臼でゆっくりと丁寧に挽き、蕎麦本来の香りと味を引き出した蕎麦粉を使用した二八蕎麦が楽しめます。GWのお出かけに是非ご利用下さい。

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

☐ 下記へ配信してください。

会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

TEL

FAX 079-288-0997

FAX



P3



法定相続情報証明制度が始まります！

平成 29 年 5 月 29 日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」が始まります。この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本を何度も出し直す必要がなくなります。

手続きとしては登記所に一定の書類（※1）を作成し申出を行い、登記官に確認・認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付を受け、戸籍の代わりに利用するものです。

本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等に利用されることで、相続人、手続きの担当部署の負担の軽減をはかっています。

相続登記が未了のまま放置されている不動産が増加し、所有者不明の土地や空き家問題の一因となっていることなどが背景にあり、本制度が創設されました。

（※1）申し出の際に必要な一定の書類

①被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍関係の書類等（戸除籍謄本等）

②①に基づき作成した法定相続情報一覧図（※2）

（※2）被相続人の氏名、最後の住所、生年月日及び死亡年月日並びに相続人の氏名、住所、生年月日及び続柄の情報が記載されたもの

（記載例）

法定相続情報番号 0000-00-00000

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地

出生 昭和○年○月○日

死亡 平成28年4月1日

（被相続人）

法 務 太 郎

住所 ○県○郡○町○34番地

出生 昭和45年6月7日

（子）

法 務 一 郎（申出人）

住所 ○県○市○町三丁目45番6号

出生 昭和47年9月5日

（子）

相 続 促 子

住所 ○県○市○町五丁目4番8号

出生 昭和50年11月27日

（子）

登 記 進

住所 ○県○市○町三丁目45番6号

出生 昭和○年○月○日

（配偶者）

法 務 花 子

一覧図は、登記所において唯一の番号により保管・管理される。

（記事担当：松浦）

認証文付き法定相続情報一覧図の写しは、必要部数に応じて無料で交付を受けることができます。

※今後ハクションレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

☐ 今後希望しない

会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

TEL

FAX 079-288-0997

FAX